

6 介護サービス等の基盤整備と見込量

介護保険で利用できる介護サービスは、介護を受ける場所によって、大きく3つのスタイルに分けることができます。ひとつは自宅で生活しながら利用できる在宅サービス、もうひとつは施設に入所して受ける施設サービスです。さらには、在宅と施設の両方で受けられる地域密着型サービスがあり、介護支援専門員が作成する介護サービス計画に基づき、これらのサービスを利用することとなります。

団塊世代が全て75歳以上となる2025（令和7年）年が近づく中で、さらにその先を展望すると、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）に向け、総人口・現役世代人口が減少する中で、高齢人口のピークを迎えることが見込まれており、各地域の実情に応じた介護サービス基盤の整備が必要です。

介護サービスが必要になっても、住み慣れた地域で介護サービスが受けられるよう、在宅サービスを基本としたサービスの充実に努めていきます。

（１）適切なケアマネジメントの実施

現 状 と 課 題

高齢者が、介護が必要となっても住み慣れた地域で安心して暮らすためには、高齢者の心身の状態や環境、本人や家族の希望等を勘案して、介護サービスや地域資源等を利用することが必要です。

そのためには、介護サービス計画を策定する介護支援専門員が本人らと面談するなかで、自立した生活のための課題（阻害要因）を発見し、解決方法を提案するケアマネジメントが重要です。

このため、介護支援専門員には計画策定のための介護保険制度の知識だけでなく、本人や家族のニーズを引き出せるコミュニケーション力、高齢者支援に資する地域資源の把握、医療専門職等多職種との連携体制づくりなど多岐にわたる知識や技術が必要となります。

しかし、介護支援専門員が5年に一度受講する資格更新の法定研修だけでは、その知識や技術を維持・向上させることは難しいのが現状です。

施 策 の 方 向 性

- 介護支援専門員が介護サービス利用者の自立に向けたケアマネジメントができるよう、法定外研修を充実させます。
- 介護給付の適正化に向け、居宅サービス計画（ケアプラン）の点検に関する取組の充実を図ります。

具 体 的 施 策

- 法定研修で受講者の理解が不足している知識や技術のほか、ケアプラン点検で明らかとなった不十分なケアマネジメント上の課題を整理し、法定外研修を実施します。
- 青森県介護支援専門員協会と連携して、市町村に介護支援専門員をアドバイザーとして派遣し、「ケアプラン点検」を効果的に実施するための支援を行います。

達 成 目 標

指標名	現状 (令和元年度)	目標 (令和5年度)
法定外研修の受講者数	8 人	100 人
ケアプラン数に対する点検実施率	0.63%	全国平均以上 (※)

(※) 令和元年度 0.96%

サービス見込量

※ 市町村が第7期（H30～R2）計画期間中の介護サービスの利用実績を基に、地域包括ケア「見える化」システムにより推計した今後の要支援・要介護者数を踏まえ、介護サービスの見込みを集計したものです。

居宅介護支援、介護予防支援

居宅介護支援は、在宅の要介護者等に対するケアマネジメントです。要介護者が、居宅サービス、地域密着型サービス及び居宅で日常生活を営むために必要な保健医療・福祉サービスの適切な利用ができるよう、

- ・ 居宅サービス計画の作成
- ・ 計画に基づくサービス提供が確保されるようサービス事業者等との連絡調整等
- ・ 介護保険施設や地域密着型介護老人福祉施設への入所が必要な場合の紹介等を行います。

また、介護予防支援は要支援者に対するケアマネジメントです。要支援者が、介護予防サービスや地域密着型介護予防サービス、介護予防に資する保健医療・福祉サービスを適切に利用できるよう、地域包括支援センターの保健師等が、

- ・ 介護予防サービス計画の作成
- ・ 計画に基づくサービス提供が確保されるよう事業者等との連絡調整を行います。

【見込量】

図表Ⅲ－30 居宅介護支援の見込量

（単位：人）

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
県計		453,288	461,964	469,560	479,496	552,876
圏域	青森	111,972	114,312	115,968	120,648	151,896
	津軽	97,800	98,664	99,516	102,180	112,440
	八戸	110,292	112,944	115,572	117,480	140,820
	西北五	42,348	43,284	43,656	43,236	40,848
	下北	27,204	27,564	28,056	28,284	28,068
	上十三	63,672	65,196	66,792	67,668	78,804

※ 市町村報告による。

図表Ⅲ－31 介護予防支援の見込量

（単位：人）

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
県計		54,696	55,296	55,728	56,712	60,132
圏域	青森	14,400	14,916	15,240	15,636	17,532
	津軽	13,200	13,008	12,852	13,044	13,668
	八戸	9,456	9,444	9,492	9,732	10,836
	西北五	6,156	6,216	6,252	6,228	5,712
	下北	4,152	4,212	4,260	4,296	4,020
	上十三	7,332	7,500	7,632	7,776	8,364

※ 市町村報告による。

(2) 在宅サービス（居宅サービス・地域密着型サービス）

現 状 と 課 題

在宅サービス提供体制の充実に向け、在宅医療を推進する観点から、訪問看護等の普及に加え、医療ニーズのある一人暮らしの重度の要介護高齢者等であっても、希望に応じて在宅で生活できるように、定期巡回・随時対応サービスや看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護などの普及促進を図る必要があります。

これらの在宅サービスは、在宅療養支援病院や在宅療養支援診療所などの在宅医療を行う医療機関等と連携して、医療・介護が一体となったサービスを提供することが重要です。

施 策 の 方 向 性

在宅サービスの充実に向け、引き続き定期巡回・随時対応サービス、看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護の普及促進を中心として、在宅サービスの充実に努めます。

具 体 的 施 策

- 地域医療介護総合確保基金を活用し、定期巡回・随時対応サービス、看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護の施設整備を支援します。
- 定期巡回・随時対応サービス、看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護について、県民に周知するとともに、事業者に参加を促すなど、サービス提供体制の充実が図られるよう市町村を支援していきます。

達 成 目 標

指標名	現状 (令和2年4月)	目標 (令和5年度)
定期巡回・随時対応サービスの実施市町村数	4 市町	11 市町
看護小規模多機能型居宅介護の実施市町村数	4 市町	11 市町
小規模多機能型居宅介護の実施市町村数	14 市町村	30 市町村

サービス見込量

① 居宅サービス

訪問介護

訪問介護は、訪問介護員が要介護者の居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等を行うサービスです。

【見込量】

図表Ⅲ－32 訪問介護サービスの見込量

(単位：回)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
県計		7,784,412	8,037,024	8,198,184	8,351,808	10,015,656
圏域	青森	2,229,528	2,343,132	2,395,020	2,510,196	3,417,732
	津軽	2,118,300	2,174,568	2,167,236	2,202,180	2,488,908
	八戸	1,492,968	1,563,444	1,619,208	1,623,960	1,966,104
	西北五	612,036	652,716	676,104	666,864	634,248
	下北	392,100	403,632	416,112	422,844	422,352
	上十三	939,480	899,532	924,504	925,764	1,086,312

※ 市町村報告による。

訪問入浴介護

訪問入浴介護は、要介護者等の自宅を入浴車等で訪問し、入浴の介護を行うサービスです。

【見込量】

図表Ⅲ－33 訪問入浴介護サービスの見込量

(単位：回)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
県計		66,072	67,344	68,976	70,020	86,484
圏域	青森	20,232	19,848	19,896	19,728	27,492
	津軽	12,804	13,152	13,380	15,132	17,688
	八戸	14,292	15,108	15,876	14,988	20,112
	西北五	2,208	2,280	2,364	2,328	2,016
	下北	10,692	10,884	11,184	11,676	11,940
	上十三	5,844	6,072	6,276	6,168	7,236

※ 市町村報告による。

図表Ⅲ－34 介護予防訪問入浴介護サービスの見込量

(単位：回)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
県計		240	240	240	240	300
圏域	青森	48	48	48	48	48
	津軽	0	0	0	0	0
	八戸	168	168	168	168	228
	西北五	0	0	0	0	0
	下北	0	0	0	0	0
	上十三	24	24	24	24	24

※ 市町村報告による。

訪問看護

訪問看護は、訪問看護ステーションや病院、診療所の看護師等が、要介護者等の自宅を訪問して療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。

【見込量】

図表Ⅲ－35 訪問看護サービスの見込量

(単位：回)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
県計		511,704	533,412	548,412	557,544	694,776
圏域	青森	101,700	104,868	106,920	112,140	163,668
	津軽	88,848	94,632	95,304	97,032	110,652
	八戸	170,748	177,828	185,412	188,472	233,784
	西北五	17,412	17,892	18,516	18,768	18,420
	下北	15,204	15,852	16,164	16,656	16,884
	上十三	117,792	122,340	126,096	124,476	151,368

※ 市町村報告による。

図表Ⅲ－36 介護予防訪問看護サービスの見込量

(単位：回)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
県計		21,204	21,564	21,684	22,116	24,096
圏域	青森	3,648	3,564	3,540	3,684	4,140
	津軽	2,400	2,352	2,340	2,340	2,448
	八戸	8,760	9,036	9,072	9,276	10,320
	西北五	336	336	336	336	336
	下北	1,152	1,152	1,272	1,272	1,092
	上十三	4,908	5,124	5,124	5,208	5,760

※ 市町村報告による。

訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、病院、診療所または介護老人保健施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、要介護者等の自宅を訪問し、計画的な医学的管理下で理学療法・作業療法等のリハビリテーションを行うサービスです。

【見込量】

図表Ⅲ－37 訪問リハビリテーションサービスの見込量

(単位：回)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
県計		106,524	108,480	111,264	112,812	130,752
圏域	青森	30,300	31,476	32,220	33,096	39,792
	津軽	23,028	22,308	22,548	22,692	25,620
	八戸	32,892	33,300	34,488	34,908	42,768
	西北五	9,396	10,476	10,680	10,812	10,320
	下北	6,096	6,108	6,264	6,324	6,324
	上十三	4,812	4,812	5,064	4,980	5,928

※ 市町村報告による。

図表Ⅲ－38 介護予防訪問リハビリテーションサービスの見込量

(単位：回)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
県計		5,919	5,843	5,889	6,185	6,547
圏域	青森	1,910	1,930	1,930	1,930	1,987
	津軽	1,128	1,104	1,104	1,224	1,224
	八戸	2,016	2,040	2,088	2,160	2,616
	西北五	181	181	181	181	132
	下北	552	456	454	558	456
	上十三	132	132	132	132	132

※ 市町村報告による。

居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、病院、診療所の医師、歯科医師、薬剤師や薬局の薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士、保健師、看護師等が、通院の困難な要介護者の自宅を訪問して療養上の指導等を行うサービスです。

【見込量】

図表Ⅲ－39 居宅療養管理指導の見込量

(単位：人)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
県計		54,276	56,040	56,856	58,212	71,328
圏域	青森	19,992	20,244	20,016	20,940	28,152
	津軽	10,344	10,656	10,800	11,040	12,516
	八戸	16,656	17,604	18,288	18,492	22,212
	西北五	900	948	960	936	864
	下北	1,968	1,992	2,016	2,064	2,076
	上十三	4,416	4,596	4,776	4,740	5,508

※ 市町村報告による。

図表Ⅲ－40 介護予防居宅療養管理指導の見込量

(単位：人)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
県計		949	951	951	975	1,045
圏域	青森	300	300	300	300	348
	津軽	276	276	276	288	288
	八戸	264	266	266	278	312
	西北五	12	12	12	12	0
	下北	53	53	53	53	53
	上十三	44	44	44	44	44

※ 市町村報告による。

通所介護

通所介護は、要介護者にデイサービスセンター等に通ってきてもらい、又は送迎して、入浴や食事等の介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等の日常生活上の世話と機能訓練等を行うサービスです。

【見込量】

図表Ⅲ－41 通所介護サービスの見込量

(単位：回)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
県計		1,668,204	1,696,728	1,722,660	1,740,528	1,952,724
圏域	青森	282,384	285,480	288,660	285,744	351,552
	津軽	393,312	397,272	397,536	406,344	436,572
	八戸	440,940	449,304	459,288	467,724	553,128
	西北五	216,000	223,236	228,144	227,700	217,032
	下北	65,700	65,028	66,180	67,080	67,056
	上十三	269,868	276,408	282,852	285,936	327,384

※ 市町村報告による。

通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、要介護者等の心身の機能の維持回復を図るため、要介護者等に介護老人保健施設や病院・診療所に通ってきてもらい、又は送迎して、理学療法、作業療法等のリハビリテーションを行うサービスです。

【見込量】

図表Ⅲ－42 通所リハビリテーションサービスの見込量

(単位：回)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
県計		678,060	691,128	701,436	705,792	818,148
圏域	青森	157,500	156,264	155,292	150,864	189,360
	津軽	110,904	112,392	113,400	115,656	126,792
	八戸	201,744	209,208	214,680	217,812	256,848
	西北五	36,252	37,092	37,680	37,728	35,184
	下北	29,532	29,748	30,000	30,324	30,264
	上十三	142,128	146,424	150,384	153,408	179,700

※ 市町村報告による。

図表Ⅲ－43 介護予防通所リハビリテーションサービスの見込量

(単位：回)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
県計		23,556	23,784	23,976	23,688	25,224
圏域	青森	6,180	6,252	6,312	6,492	7,344
	津軽	5,784	5,916	5,940	5,220	5,496
	八戸	4,440	4,392	4,452	4,584	5,052
	西北五	1,656	1,668	1,668	1,668	1,488
	下北	1,944	1,932	1,944	1,956	1,848
	上十三	3,552	3,624	3,660	3,768	3,996

※ 市町村報告による。

短期入所サービス（生活介護、療養介護）

短期入所サービスは、要介護者等の心身機能の維持と家族の身体的・精神的負担の軽減を図るためのサービスです。要介護者等を一時的に特別養護老人ホーム等に入所させ、日常生活上の世話や訓練を行う短期入所生活介護サービスと、介護老人保健施設等に一時的に入所させ機能訓練等の医療や日常生活上の世話を行う短期入所療養介護サービスがあります。

【見込量】

図表Ⅲ－44 短期入所生活介護サービスの見込量

（単位：日）

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
県計		704,196	727,968	743,376	754,284	858,828
圏域	青森	103,128	106,644	107,808	111,468	145,020
	津軽	226,188	233,988	240,948	240,516	264,540
	八戸	148,920	154,344	159,276	165,060	192,672
	西北五	47,904	49,680	49,344	51,180	45,540
	下北	60,804	62,460	63,696	64,536	66,528
	上十三	117,252	120,852	122,304	121,524	144,528

※ 市町村報告による。

図表Ⅲ－45 介護予防短期入所生活介護サービスの見込量

（単位：日）

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
県計		3,780	3,912	3,900	3,972	4,356
圏域	青森	360	360	348	348	420
	津軽	1,128	1,128	1,128	1,200	1,320
	八戸	1,512	1,644	1,644	1,644	1,776
	西北五	84	84	84	84	84
	下北	516	516	516	516	516
	上十三	180	180	180	180	240

※ 市町村報告による。

図表Ⅲ－46 短期入所療養介護サービスの見込量

（単位：日）

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
県計		36,588	37,296	40,632	39,504	43,332
圏域	青森	7,260	7,140	7,152	4,644	6,276
	津軽	2,736	2,736	2,736	2,736	2,928
	八戸	5,532	5,724	6,288	6,204	6,624
	西北五	1,032	1,032	1,332	1,344	792
	下北	3,576	3,600	3,744	3,804	3,828
	上十三	16,452	17,064	19,380	20,772	22,884

※ 市町村報告による。

図表Ⅲ－47 介護予防短期入所療養介護サービスの見込量

（単位：日）

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
県計		384	516	516	516	516
圏域	青森	108	108	108	108	108
	津軽	72	72	72	72	72
	八戸	132	264	264	264	264
	西北五	0	0	0	0	0
	下北	0	0	0	0	0
	上十三	72	72	72	72	72

※ 市町村報告による。

福祉用具貸与

福祉用具貸与は、要介護者等の心身の状況や希望・環境を踏まえ、適切な福祉用具の選定の援助・取付け・調整等を行い貸与するサービスです。

【見込量】

図表Ⅲ－48 福祉用具貸与の見込量

○介護給付分

(単位：人)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
県計		269,700	279,156	286,248	292,080	342,624
圏域	青森	73,092	76,332	78,276	81,612	105,072
	津軽	55,752	56,868	57,624	58,884	65,520
	八戸	67,020	70,056	72,552	73,332	88,356
	西北五	22,704	23,712	24,288	24,156	22,608
	下北	15,804	15,984	16,308	16,512	16,464
	上十三	35,328	36,204	37,200	37,584	44,604

※ 市町村報告による。

○予防給付分

(単位：人)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
県計		35,364	36,192	36,600	37,236	39,264
圏域	青森	8,532	8,892	9,048	9,276	10,344
	津軽	8,892	8,952	8,988	9,156	9,624
	八戸	5,976	6,084	6,192	6,336	6,960
	西北五	4,992	5,112	5,172	5,136	4,740
	下北	2,292	2,352	2,376	2,412	2,256
	上十三	4,680	4,800	4,824	4,920	5,340

※ 市町村報告による。

福祉用具販売

特定福祉用具販売は、要介護者等の心身の状況や希望・環境を踏まえ、適切な特定福祉用具の選定の援助・取付け・調整等を行い販売するサービスです。

【見込量】

図表Ⅲ－49 特定福祉用具販売の見込量

○介護給付分

(単位：人)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
県計		3,278	3,350	3,422	3,458	4,008
圏域	青森	782	794	806	830	1,056
	津軽	768	780	780	780	876
	八戸	648	684	744	744	888
	西北五	300	300	300	288	276
	下北	300	312	312	312	312
	上十三	480	480	480	504	600

※ 市町村報告による。

○予防給付分

(単位：人)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
県計		958	958	970	1,008	1,126
圏域	青森	226	226	226	228	262
	津軽	276	276	276	288	324
	八戸	192	192	204	228	264
	西北五	96	96	96	96	84
	下北	72	72	72	72	72
	上十三	96	96	96	96	120

※ 市町村報告による。

住宅改修

要介護者等が、在宅での生活を継続するため、実際に居住する住宅について手すりの取付けや段差の解消等の住宅改修を行うものです。

【見込量】

図表Ⅲ－50 住宅改修の見込量

○介護給付分

(単位：人)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
県計		2,188	2,200	2,284	2,244	2,592
圏域	青森	640	652	676	600	756
	津軽	756	756	780	804	900
	八戸	276	276	300	312	384
	西北五	228	228	240	240	228
	下北	132	132	132	132	132
	上十三	156	156	156	156	192

※ 市町村報告による。

○予防給付分

(単位：人)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
県計		1,073	1,073	1,073	1,121	1,236
圏域	青森	329	329	329	341	384
	津軽	384	372	372	420	480
	八戸	120	132	132	120	132
	西北五	132	132	132	132	120
	下北	48	48	48	48	48
	上十三	60	60	60	60	72

※ 市町村報告による。

② 地域密着型サービス

小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、居宅で、又は通所や短期間宿泊により、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活相談・助言や健康状態の確認、機能訓練を行うものです。

【見込量】

図表Ⅲ－51 小規模多機能型居宅介護の見込量

(単位：人)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
県計		11,916	12,942	13,530	14,364	15,492
圏域	青森	2,472	2,472	2,808	3,492	3,468
	津軽	1,536	1,800	1,800	1,824	1,824
	八戸	3,108	3,342	3,486	3,588	4,368
	西北五	1,872	1,980	2,016	2,016	1,884
	下北	312	312	324	324	324
	上十三	2,616	3,036	3,096	3,120	3,624

※ 市町村報告による。

図表Ⅲ－52 介護予防小規模多機能型居宅介護の見込量

(単位：人)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
県計		1,528	1,588	1,624	1,696	1,744
圏域	青森	84	84	96	120	120
	津軽	336	384	384	396	396
	八戸	472	484	484	508	580
	西北五	372	372	396	408	360
	下北	36	36	36	36	36
	上十三	228	228	228	228	252

※ 市町村報告による。

夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護は、夜間に定期的な巡回訪問または随時の通報により、訪問介護員が要介護者等の自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や緊急時の対応等を行うサービスです。

【見込量】

図表Ⅲ－53 夜間対応型訪問介護サービスの見込量

(単位：人)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
県計		180	180	180	192	228
圏域	青森	0	0	0	0	0
	津軽	36	36	36	36	24
	八戸	144	144	144	156	204
	西北五	0	0	0	0	0
	下北	0	0	0	0	0
	上十三	0	0	0	0	0

※ 市町村報告による。

地域密着型通所介護

地域密着型通所介護は、要介護者にデイサービスセンター等において、入浴や食事提供等の日常生活上の世話と機能訓練等を行う利用定員18人以下の小規模のサービスです。

【見込量】

図表Ⅲ－54 地域密着型通所介護サービスの見込量

(単位：回)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
県計		342,972	353,040	360,420	369,420	428,568
圏域	青森	124,824	129,144	132,372	137,832	174,732
	津軽	55,548	55,944	56,568	58,080	63,768
	八戸	69,120	72,732	74,388	77,004	93,264
	西北五	45,948	46,968	47,340	46,476	42,156
	下北	15,552	15,576	15,660	15,780	14,268
	上十三	31,980	32,676	34,092	34,248	40,380

※ 市町村報告による。

認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護は、認知症の要介護者等にデイサービスセンター等に通ってもらい、又は送迎し、入浴、排せつ、食事等の介護、生活相談・助言や健康状態の確認、機能訓練等を行うサービスです。

【見込量】

図表Ⅲ－55 認知症対応型通所介護サービスの見込量

(単位：回)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
県計		76,788	78,852	80,376	81,696	95,496
圏域	青森	12,840	12,468	12,408	12,996	16,680
	津軽	11,388	11,724	11,856	12,264	13,608
	八戸	30,204	30,624	31,236	31,848	38,748
	西北五	7,716	8,772	9,192	9,192	8,640
	下北	3,528	3,576	3,588	3,588	3,588
	上十三	11,112	11,688	12,096	11,808	14,232

※ 市町村報告による。

図表Ⅲ－56 介護予防認知症対応型通所介護サービスの見込量

(単位：回)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
県計		552	552	552	552	552
圏域	青森	132	132	132	132	132
	津軽	252	252	252	252	252
	八戸	72	72	72	72	72
	西北五	0	0	0	0	0
	下北	36	36	36	36	36
	上十三	60	60	60	60	60

※ 市町村報告による。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護とは、要介護者に対し、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。

【見込量】

図表Ⅲ－57 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの見込量

(単位：人)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
県計		3,900	3,948	4,536	5,088	5,604
圏域	青森	1,128	1,128	1,668	2,208	2,208
	津軽	252	228	228	228	252
	八戸	960	960	960	960	960
	西北五	0	0	0	0	0
	下北	0	0	0	0	0
	上十三	1,560	1,632	1,680	1,692	2,184

※ 市町村報告による。

看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護は、居宅要介護者に対し複数のサービスの組み合わせにより提供されるサービスで、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせで提供されるものです。

サービスの名称が従来の複合型サービスから変更になっています。

【見込量】

図表Ⅲ－58 看護小規模多機能型居宅介護の見込量

(単位：人)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
県計		2,640	3,036	3,792	3,852	4,188
圏域	青森	408	408	756	756	756
	津軽	492	840	1,188	1,164	1,164
	八戸	1,740	1,788	1,848	1,932	2,268
	西北五	0	0	0	0	0
	下北	0	0	0	0	0
	上十三	0	0	0	0	0

※ 市町村報告による。

(3) 施設サービス

現 状 と 課 題

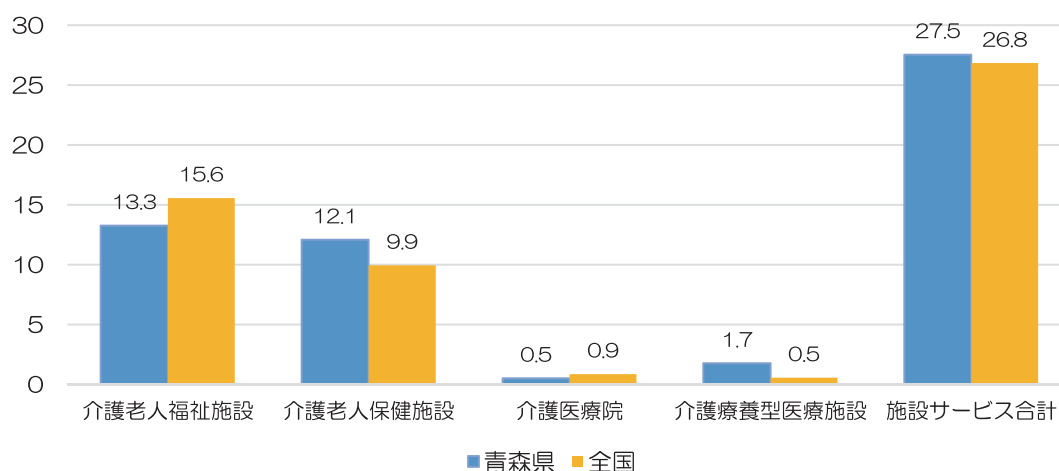
介護保険施設である介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院及び介護療養型医療施設の 65 歳以上高齢者 1,000 人当たりの利用者数を全国と比較すると、本県は 27.5 人であり、全国の 26.8 人より高くなっています。（図表Ⅲ－59）

地域医療構想では、慢性期の患者（療養病床入院患者のうち、医療必要度が低い患者等）を将来的に介護医療院等を含めた在宅医療等に対応する方針としており、引き続き在宅サービスを中心としたサービスの充実に努めるとともに、要介護度の高い方など在宅での生活が困難な高齢者に対応するため、地域密着型サービスを中心に確保していくことが重要です。

- 特別養護老人ホームについては、原則として在宅での生活が困難な要介護 3～5 の中重度の要介護者が入所する施設としての機能に重点化されたため、当該機能に留意した適切なサービス利用を推進することが必要です。
- 介護老人保健施設は、心身機能の維持回復を図り、在宅復帰に向けて支援を行う入所施設であると同時に通所リハビリテーションサービスを提供する施設という側面も兼ね備えています。
- 介護医療院は、今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズに対応するため、日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れや看取り・ターミナル等の機能と、生活施設としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設として平成 30 年 4 月から創設されました。県内でも、介護療養型医療施設等から介護医療院への転換が徐々に進んでいます。
- 介護療養型医療施設については、医療ニーズの高い中重度の要介護者に対する長期療養を担い、喀痰吸引や経管栄養等の医療措置を実施する施設です。平成 23 年の法改正により平成 29 年度末までに介護老人保健施設等に転換することとされていましたが、さらに 2023（令和 5）年度末まで転換期限が延長されました。転換に当たっては、施設の意向を尊重しながら進めていく必要があります。

【関連データ】

図表Ⅲ－59 高齢者 1,000 人当たりの施設サービス利用者数（令和 2 年 4 月）
(人)



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」

施策の方向性

介護保険施設への需要を踏まえ、必要な整備を支援します。

具体的施策

- 在宅での生活が困難な高齢者に対応するため、地域密着型サービスを中心として、特別養護老人ホーム等の整備を支援します。

整備の支援に当たっては、青森県介護サービス事業所認証評価制度による認証を受けた法人における、入所者に質の高いサービスを提供するための個室ユニットケアの整備や、既存の多床室における利用者のプライバシーを保護するための改修であって、災害発生のおそれのないものを優先します。

- 介護医療院等へ円滑に転換できるよう介護療養型医療施設等へ助言を行い、また、転換前の介護療養型医療施設等に入所又は医療機関に入院している方から、転換後の介護医療院等の利用について相談などがある場合には、施設、市町村、地域包括支援センター等と連携し、転換後の介護医療院等の利用や他の医療機関への転院等が円滑に行われるよう支援します。

サービス見込量

④ 施設等サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設では、身体上、精神上著しい障害があるため、常時介護を必要とし、保健、福祉の様々な在宅サービスを受けても、自宅で生活が困難な要介護者が入所して日常生活上の世話や機能訓練等を行う施設です。定員29人以下のものは地域密着型、30人以上のものは広域型です。

【見込量】

図表Ⅲ－60 介護老人福祉施設の見込量

（単位：人）

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
県計		6,905 (1202)	6,935 (1202)	7,110 (1347)	7,110 (1347)	7,110 (1347)
圏域	青森	1,321 (217)	1,321 (217)	1,409 (275)	1,409 (275)	1,409 (275)
	津軽	1,356 (116)	1,356 (116)	1,414 (174)	1,414 (174)	1,414 (174)
	八戸	1,445 (281)	1,445 (281)	1,445 (281)	1,445 (281)	1,445 (281)
	西北五	1,021 (261)	1,021 (261)	1,021 (261)	1,021 (261)	1,021 (261)
	下北	602 (169)	602 (169)	602 (169)	602 (169)	602 (169)
	上十三	1,160 (158)	1,190 (158)	1,219 (187)	1,219 (187)	1,219 (187)

※市町村報告による。

※（ ）内は、地域密着型介護老人福祉施設の人数の再掲。

介護老人保健施設

介護老人保健施設は、要介護者に対し、在宅生活への復帰を目指しながら、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療等を行う施設です。

【見込量】

図表Ⅲ－61 介護老人保健施設の見込量

（単位：人）

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
県計		5,177	5,177	5,177	5,177	5,177
圏域	青森	1,062	1,062	1,062	1,062	1,062
	津軽	1,407	1,407	1,407	1,407	1,407
	八戸	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080
	西北五	600	600	600	600	600
	下北	259	259	259	259	259
	上十三	769	769	769	769	769

※市町村報告による。

介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、療養型病床のある病院・診療所に入院する要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護その他の世話、機能訓練等の医療を行う施設です。

【見込量】

図表Ⅲ－62 介護療養型医療施設の見込量

(単位：人)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
県計		764	764	764	0	0
圏域	青森	106	106	106	0	0
	津軽	29	29	29	0	0
	八戸	216	216	216	0	0
	西北五	323	323	323	0	0
	下北	40	40	40	0	0
	上十三	50	50	50	0	0

※市町村報告による。

介護医療院

介護医療院は、今後増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへ対応するために新たに創設された、日常的な医学管理が必要な重介護者を受入れ、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の医療、日常生活上の世話を行う施設です。

【見込量】

図表Ⅲ－63 介護医療院の見込量

(単位：人)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
県計		283	283	304	787	787
圏域	青森	97	97	118	118	118
	津軽	126	126	126	126	126
	八戸	48	48	48	148	148
	西北五	12	12	12	315	315
	下北	0	0	0	40	40
	上十三	0	0	0	40	40

※市町村報告による。

※令和3年度から令和5年度までの定員総数には、療養病床からの転換分は含んでいない。

認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護は、認知症高齢者が共同生活住居で家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行うサービスです。

【見込量】

図表Ⅲ－64 認知症対応型共同生活介護の見込量

(単位：人)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
県計		5,194 (23)	5,243 (23)	5,266 (23)	5,312 (23)	5,465 (19)
圏域	青森	1,181 (5)	1,199 (5)	1,216 (5)	1,249 (5)	1,240 (5)
	津軽	1,308 (9)	1,312 (9)	1,315 (9)	1,322 (9)	1,467 (5)
	八戸	977 (1)	982 (1)	991 (1)	993 (1)	974 (1)
	西北五	951 (5)	966 (5)	969 (5)	965 (5)	917 (5)
	下北	186 (1)	186 (1)	189 (1)	187 (1)	180 (1)
	上十三	591 (2)	598 (2)	586 (2)	596 (2)	687 (2)

※市町村報告による。

※()内は、介護予防認知症対応型共同生活介護の人数の再掲。

特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、指定を受けた有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームが、入居している要介護者等に、入浴、排せつ、食事等の介護や生活の相談、機能訓練等を行うサービスです。

特定施設は、入居者が要介護者と配偶者に限定されている介護専用型特定施設、それ以外の混合型特定施設とに分けられます。また、介護専用型特定施設のうち、定員29人以下のものが地域密着型特定施設入居者生活介護です。

【見込量】

図表Ⅲ－65 介護専用型特定施設入居者生活介護の見込量

(単位：人)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
県計		388 (99)	388 (99)	417 (128)	435 (146)	435 (146)
圏域	青森	58 (58)	58 (58)	87 (87)	105 (105)	105 (105)
	津軽	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	八戸	206 (17)	206 (17)	206 (17)	206 (17)	206 (17)
	西北五	30 (0)	30 (0)	30 (0)	30 (0)	30 (0)
	下北	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	上十三	94 (24)	94 (24)	94 (24)	94 (24)	94 (24)

※市町村報告による。

※()内は、地域密着型特定施設入居者生活介護の人数の再掲。

図表Ⅲ－66 混合型特定施設入居者生活介護の見込量（必要利用定員総数）

(単位：人)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度	令和3年4月1日現在の混合型特定施設の定員総数(a)	推定利用定員総数((a)×0.7)
県計		716 (42)	716 (42)	716 (42)	716 (42)	716 (43)	617	433
圏域	青森	88 (10)	88 (10)	88 (10)	88 (10)	88 (10)	88	62
	津軽	309 (9)	309 (9)	309 (9)	309 (9)	309 (9)	270	189
	八戸	75 (15)	75 (15)	75 (15)	75 (15)	75 (15)	15	11
	西北五	30 (2)	30 (2)	30 (2)	30 (2)	30 (2)	30	21
	下北	50 (0)	50 (0)	50 (0)	50 (0)	50 (0)	50	35
	上十三	164 (6)	164 (6)	164 (6)	164 (6)	164 (7)	164	115

※市町村報告による。なお、各圏域ごとに、市町村見込量の合計と推定利用定員総数(混合型特定施設全体の定員数の70%(厚生労働省で定める基準))とを比較する。

※()内は、介護予防特定施設入居者生活介護の人数の再掲。

（４）多様な高齢者向け住まい

現 状 と 課 題

介護保険施設以外に高齢者の住まいとして、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅があります。（図表－67）

これらの住まいは、介護保険施設である特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院や認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の共同生活住居と異なり、要介護認定を受けていない高齢者も入居することができます。また、入居した方が要介護認定を受け、介護サービスを利用する場合には、訪問介護等の在宅介護サービスを利用することになります。

養護老人ホーム及び軽費老人ホームは、地方公共団体又は社会福祉法人が設置しており、低所得者対策として行政が負担する措置費や補助金（一部利用者の負担あり）により運営されています。

また、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅は、主に民間の事業者により設置されており、事業者と入居者との契約に基づき、入居者が負担する家賃や利用料等により運営されています。

高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、住まいの確保は極めて重要であり、入居希望者が、自らのライフスタイルや介護ニーズに見合った住まいを適切に選択できるよう支援することが必要です。

（ i ） 養護老人ホーム・軽費老人ホーム

養護老人ホームは、環境上の理由及び経済的理由により居宅で養護を受けることが困難な 65 歳以上の者を市町村の措置により入所させる施設であり、入所者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的としています。

軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で老人を入所させる施設であり、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的としています。

いずれの施設も、入所者の高齢化に伴い、介護サービスの提供が増えることが予想されます。

（ ii ） 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅

高齢化の進展に伴い、自宅で生活することが困難な高齢者が増えていることから、多様な高齢者向けの住まいとして有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が全国的に増加傾向にあります。（図表Ⅲ－68）

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅は、必要に応じて行政庁が適切に関与するための前提として、老人福祉法に基づく届出や高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく登録が必要です。

また、高齢者福祉に大きく関わる住まいの場であることを踏まえて、地域に開かれた存在であることが求められます。

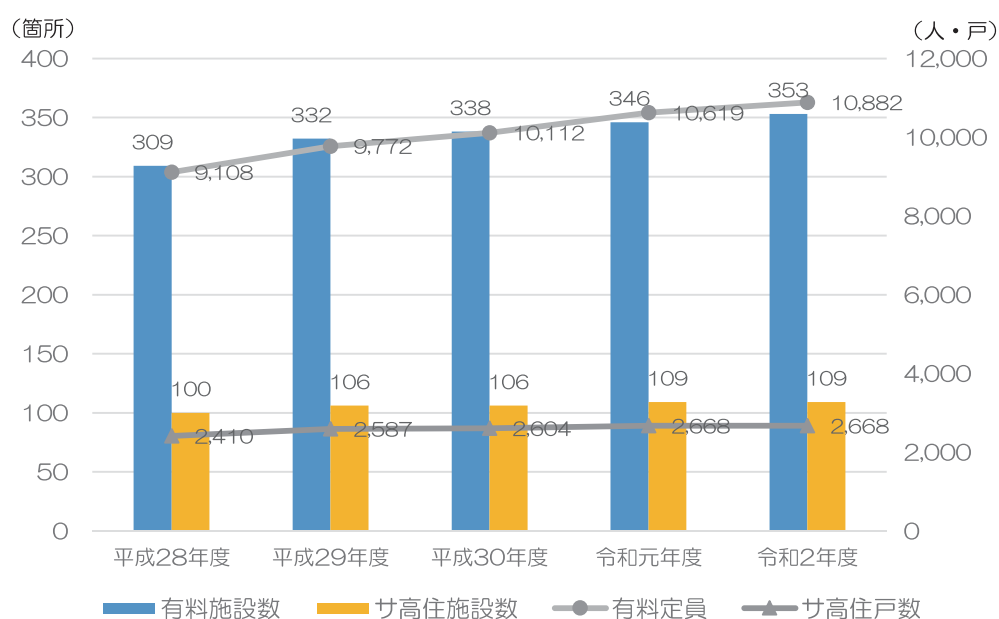
【関連データ】

図表Ⅲ－67 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の比較

区分	養護老人ホーム	軽費老人ホーム	有料老人ホーム	サービス付き 高齢者向け住宅
根拠法	老人福祉法第20条の4	社会福祉法第65条 老人福祉法第20条の6	老人福祉法第29条	高齢者住まい法第5条
基本的性格	環境的、経済的に困窮した高齢者の入居施設	低所得高齢者の入居施設	高齢者の入居施設	高齢者のための住宅
定義	入居者を養護し、その者が自立した生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設	無料または低額な料金で、老人を入居させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設	老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供、洗濯、掃除等の家事、健康管理のいずれかをする事業を行う施設	状況把握サービス、生活相談サービス等の福祉サービスを提供する住宅
介護保険サービス			①介護付： 特定施設入居者生活介護を利用 ②住宅型： 併設された事業所や外部事業所から居宅サービスを利用	併設された事業所や外部事業所から居宅サービスを利用
主な設置主体	地方公共団体 社会福祉法人	地方公共団体 社会福祉法人 知事認可を受けた法人	制限なし (営利法人の例が多い)	制限なし (営利法人の例が多い)
対象者	65歳以上の者であって、環境上及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者	身体機能の低下等により自立した生活を営むことについて不安であると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な60歳以上の者	老人（社会通念による老人）	次のいずれかに該当する 単身・夫婦世帯 ・60歳以上の者 ・要介護／要支援認定を受けている60歳未満の者
1人当たり面積	10.65㎡	21.6㎡(1人) 31.9㎡(2人)	13㎡	原則25㎡

資料：県高齢福祉保険課

図表Ⅲ－68 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の状況（各年度4月1日現在）



資料：県高齢福祉保険課・建築住宅課

施策の方向性

(i) 養護老人ホーム・軽費老人ホーム

養護老人ホームに対して入所措置を行う市町村や、軽費老人ホームを運営する社会福祉法人に対して、施設の運営等について支援及び指導を行います。

(ii) 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅に居住する入居者に適切なサービス提供を行うよう、事業者を指導します。

具体的施策

(i) 養護老人ホーム・軽費老人ホーム

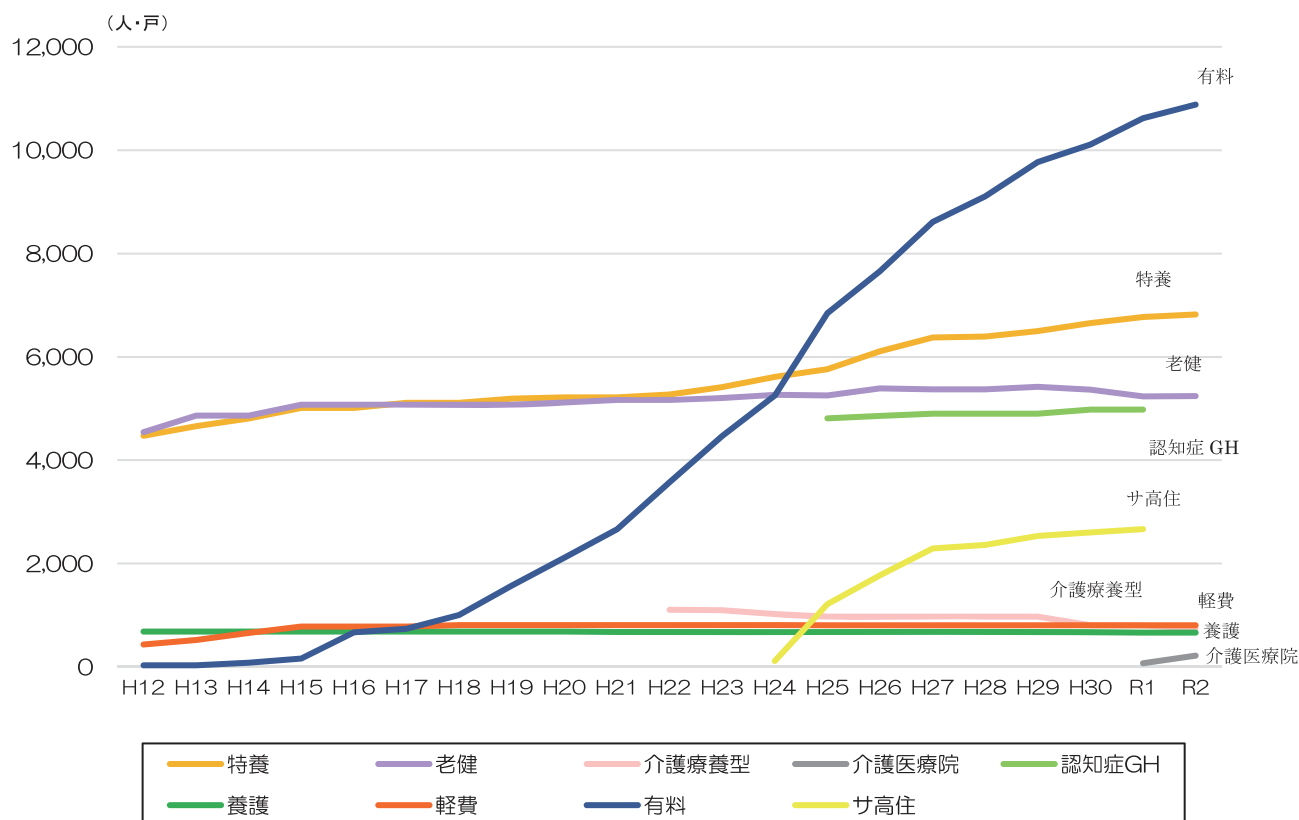
- 養護老人ホームについては、入所措置を行う市町村が、入所者の心身の状況と必要な介護サービスの把握等に努め、適切な介護サービスが提供されるよう、市町村を支援します。
- 軽費老人ホームについては、低所得者に対する住まいの提供が円滑に行われるよう、施設を運営する社会福祉法人を指導し、また、低所得者の自己負担の軽減を図るため、事務費に対する支援を行います。

(ii) 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅

- 集団指導の開催及び定期的な立入検査の実施を通じて、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居者に対する過不足のない適切なサービスの提供をはじめとする適切な運営を指導するとともに、入居者へのサービス提供や災害対応等施設運営の向上を促していきます。
- 居住する高齢者に対して介護サービスが提供されている場合には、意図的に過剰なサービスが提供されていないか、利用者の自立支援に即したサービス内容になっているか、一人の訪問介護員が同時に複数の利用者にサービスを提供していないかなど、利用者の視点に立った指導を市町村と連携して行います。
- 入居者の選択に資するため、事業内容を公開し、サービス内容の透明性を確保するよう、事業者に対して指導していきます。

コラム

◆ 高齢者向け住まいの定員等の推移



◆ 高齢者向け住まいの定員等の推移（直近5年間 各年度4月1日の状況）

(人・戸)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
特別養護老人ホーム	6,396	6,498	6,653	6,770	6,821
介護老人保健施設	5,373	5,421	5,363	5,237	5,241
介護療養型医療施設	973	973	804	800	751
介護医療院				72	219
認知症グループホーム	4,902	4,902	4,980	4,980	—
養護老人ホーム	675	675	675	665	665
軽費老人ホーム	809	809	809	809	809
有料老人ホーム	9,108	9,772	10,112	10,619	10,882
サービス付き高齢者向け住宅	2,363	2,538	2,604	2,668	—

資料：県高齢福祉保険課

サービス見込量

⑤ 介護保険以外の施設サービス

養護老人ホーム

養護老人ホームは、環境上の理由及び経済的な理由により居宅で生活が困難な方が入居できる施設です。

【見込量】

図表Ⅲ－69

養護老人ホームの見込量

(単位：人)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
県計		617	617	617	617	617
圏域	青森	148	148	148	148	148
	津軽	234	234	234	234	234
	八戸	47	47	47	47	47
	西北五	82	82	82	82	82
	下北	47	47	47	47	47
	上十三	59	59	59	59	59

※施設調査による。

軽費老人ホーム

軽費老人ホームは、ケアハウス及び経過型軽費老人ホームＡ型、Ｂ型の３類型があります。このうち県内にあるのはケアハウスとＡ型です。

ケアハウスは、自炊できない程度の身体的機能の低下がある等のため、独立して生活するには不安がある方が入居できる軽費老人ホームです。

軽費老人ホームＡ型は、家庭の事情や住宅事情等によって在宅での生活が困難な方が利用できる施設であり、Ｂ型はＡ型の利用条件を満たす方及び、身体機能の低下等が認められる方が利用できます。

【見込量】

図表Ⅲ－70 ケアハウスの見込量

(単位：人)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
県計		663	663	663	663	663
圏域	青森	167	167	167	167	167
	津軽	158	158	158	158	158
	八戸	185	185	185	185	185
	西北五	86	86	86	86	86
	下北	20	20	20	20	20
	上十三	47	47	47	47	47

※施設調査による。

図表Ⅲ－71 軽費老人ホーム（Ａ型）の見込量

(単位：人)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
県計		109	109	109	109	109
圏域	青森	59	59	59	59	59
	津軽	50	50	50	50	50
	八戸	0	0	0	0	0
	西北五	0	0	0	0	0
	下北	0	0	0	0	0
	上十三	0	0	0	0	0

※施設調査による。

生活支援ハウス

生活支援ハウスは、60歳以上で独立して生活するのに不安のある一人暮らしの方や夫婦の世帯の方が利用できる施設で、老人デイサービスセンターなどに居住部門が併設されたものです。

【見込量】

図表Ⅲ－72 生活支援ハウスの見込量

(単位：人)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
県計		154	154	154	154	154
圏域	青森	21	21	21	21	21
	津軽	51	51	51	51	51
	八戸	10	10	10	10	10
	西北五	33	33	33	33	33
	下北	6	6	6	6	6
	上十三	33	33	33	33	33

※施設調査による。